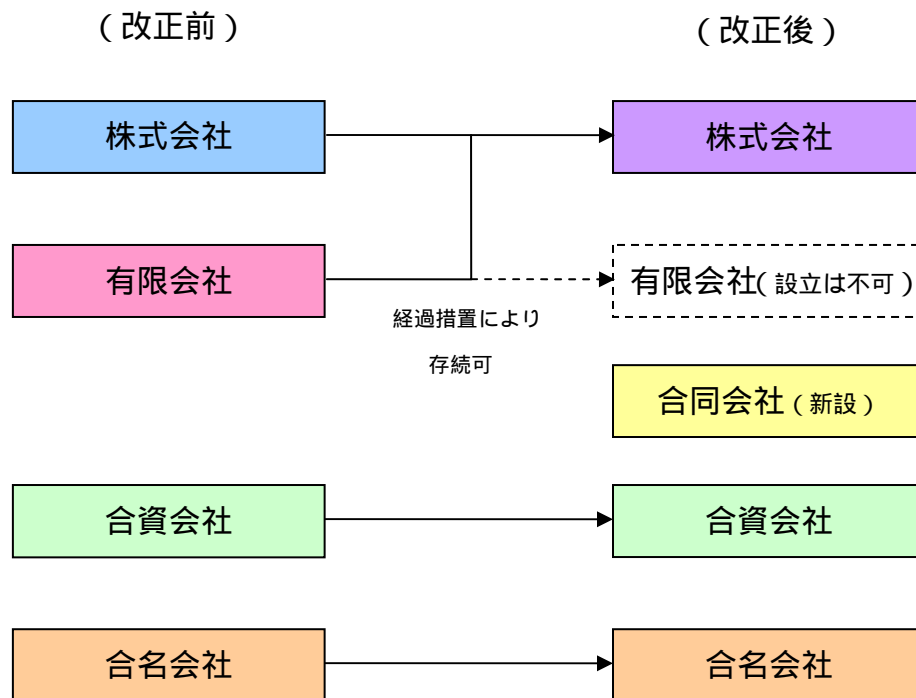


1. 会社法大改正の概要

(1) 会社法大改正のポイント

平成17年の通常国会で大改正される「会社法」は、いわゆる「会社法の現代化」と呼ばれているものです。

ポイントとしては、商法第2編、有限会社法、商法特例法といった会社関係の法律を「会社法」という1つの法律に統合することです。今年度の通常国会で成立すれば、新「会社法」は平成18年4月1日からの施行が予定されています。



(2) 有限会社がなくなる

新しい「会社法」では、現行の株式会社と有限会社が統合されて株式会社に一本化されます。新会社法の施行の後には、有限会社を設立することはできません。

ただし、新会社法施行時にすでに設立されている有限会社は、経過措置によりそのまま「有限会社」として、存続することができます。さらに、既存の有限会社が、新会社法に基づく株式会社に移行するための所要の手続きをも設けられる予定です。

2. 会社設立関係の改正

(1) 最低資本金規制が廃止され、資本金 1 円でも株式会社設立が可能に

今回の改正では、最低資本金規制が廃止され、資本金 1 円でも株式会社が設立できるようになります。

規制の種類	改正前	改正後
設立時の払込規制 (最低資本金)	1,000 万円 (有限会社 300 万円)	設立時の最低資本金制度廃止 (資本金 1 円でも設立可)
配当 (剰余金の分配)	配当可能利益があれば 配当可能	剰余金があっても純資産額 300 万円未満の場合、分配不可
会社成立後の 資本金	株式会社(有限会社)の場合 1,000(300)万円未満は不可	下限規制なし

(2) 発起設立に対して払込金保管証明が不要に

今回の改正では、発起設立に限って、設立登記に係る払込取扱機関への金銭の払込みの証明は、残高証明等の方法で足りることとされました。ただし、募集設立については、現行どおり、払込金の保管証明が必要となります。

設立の種類	改正前	改正後
発起設立	払込金融機関による 払込保管証明が必要	払込保管証明の制度を廃止 (残高証明等の方法による)
募集設立	払込金融機関による 払込保管証明が必要	同 左

(3) 現物出資等の場合における「検査役の調査」の省略要件を拡大

現物出資又は財産引受けについては、原則として、「検査役の調査」が義務付けられていますが、次のような場合、検査役の調査を要しないこととされています。これが次のように改正されます。

項目	改正前	改正後
小額特例	出資財産等が小額の場合 (少額特例)	財産等の価額が「資本金の 1/5」以上であつても、500 万円以下の場合不要
有価証券	取引所の相場のある 有価証券の場合	有価証券の範囲を「市場価格のある 有価証券」に拡大する
専門家の証明	専門家(公認会計士等)の 証明がある場合	同 左

3. 株式会社の機関

(1) 株式会社の機関設定の自由化

今回の会社法改正の大きな柱の1つが、この「株式会社の機関設定」の改正です。

必須原則・・・全ての株式会社は、次の2つが必要

- イ．株主総会
- ロ．取締役

その他の原則

- イ．株式譲渡制限会社以外の会社 取締役会の設置義務
- ロ．取締役会設置会社
 - (イ) 監査役（監査役会）または三委員会等（指名・報酬・監査・執行役）
 - (ロ) 大会社以外の株式譲渡制限会社 会計参与設置でも可
- ハ．監査役（監査役会）と三委員会等の併設は不可
- ニ．取締役会を設置しない会社 監査役会と三委員会等の設置は不可
- ホ．会計監査人の設置会社 監査役（監査役会）または三委員会等の設置
- ヘ．会計監査人を設置しない会社 三委員会等の設置は不可
- ト．大会社 会計監査人の設置

(2) 株式譲渡制限会社の場合

日本の会社の多くは、株式の譲渡について取締役会の承認を要する「株式譲渡制限会社」です。この株式譲渡制限会社の機関設定には、次のようなパターンがあります。

会社区分 大会社	取締役	取締役会	監査役	監査役会	三委員会 等	会計参与	会計 監査人

会社区分 中小会社	取締役	取締役会	監査役	監査役会	三委員会 等	会計参与	会計 監査人

「大会社」とは、資本金5億円以上または負債総額200億円以上の会社、「中小会社」とは、それ以外の会社を指します。
会計参与は、中小会社 以外は任意設置である

(3) 取締役会を設置しない会社の株主総会

新会社法では、株式譲渡制限会社は取締役会を設置する必要がないこととされています。取締役会を設置しない株式会社の株主総会は、主に次の点で、取締役会を設置する会社とは異なります。

「株主総会は商法または定款に定める事項に限り決議できる」という商法 230 条ノ 10 の規定は適用しないこと

株主総会の招集通知は、会日の 1 週間前（定款で短縮可能）までに発すれば足りること

招集通知は、書面または電磁的方法によらないことができること

招集通知への会議の目的事項の記載（記録）は要しないこと

各株主は、単独株主権として総会での議案提案権を有すること

招集通知への計算書類及び監査報告書の添付は要しないこと

議決権の不統一行使について、事前通知を要しないこと

(4) 株式譲渡制限会社の取締役任期は最長 10 年

取締役関係の改正では、員数と任期の見直しがあげられます。

員数

取締役会を設置しない会社の取締役の員数は 1 人で足りるものとされます。

現行では、株式会社における取締役の員数は 3 人以上ですが、有限会社が廃止となるため、小規模な会社の実態に合わせたものとなります。

任期

会社の種類等	改正前	改正後
原則	2 年以内 (有限会社は期限 なし)	選任後 2 年以内の最終の決算期に関する 定時総会終結の時まで
株式譲渡 制限会社		選任後 10 年以内の最終の決算期に関する定 時総会終結の時まで伸長することができる

(5) 監査役の権限の見直し

株式譲渡制限会社における監査役の権限に関する見直しが行われます（譲渡制限のない会社は、改正なし）。

原則

監査役は「業務監査権限」と「会計監査権限」の両方を持つことが原則とされています。

例外

定款で監査役の権限を「会計監査権限」に限定することができるとしています。

(6) 補欠監査役・補欠取締役の予選

補欠監査役・補欠取締役の予選制度とは、辞任等により監査役・取締役の員数が不足する場合に、あらかじめ選んでおいた補欠を充当する制度です。

今回の改正で予選制度が導入されることになりました。これにより、定款の定めがなくても補欠監査役等の予選ができること、予選の効力は選任後最初に到来する定時株主総会の時までとすることなどが明確化されます。

(7) 会計参与制度の創設

今回の改正により、株式会社の新しい機関として会計参与が創設されます。株式会社の任意で設置することができるので、大会社でも中小会社でも設置は可能ですが、社内に会計専門化のいない小規模会社を対象とされています。

会計参与の職務

計算書類の作成

取締役・執行役と共同して、計算書類を作成するものとします

株主総会における説明義務

計算書類に関して株主が求めた事項について説明しなければなりません

計算書類の保存

株式会社とは別に、計算書類を5年間保存しなければなりません

計算書類の開示

株主及び株式会社の債権者は会計参与に対して、計算書類の閲覧等を請求することができます

その他

会計参与は ~ までに掲げるもののほか、計算書類の作成等に必要な権限を有するものとします

4. 株式・社債の制度

(1) 株式譲渡制限会社の第三者割当を整備

株式譲渡制限会社が有利な価額で第三者に新株を発行する場合

改正前	改正後
株主総会における発行決議（特別決議）のほかに、有利発行の特別決議が必要	株式の種類及び数 株式の発行価額の下限 を定めることにより第三者割当決議と有利発行決議を一本化

さらに、新株発行について、「払込期日」に代えて「払込期間」を定めることを認めています。これにより、その期間内に払込がされた場合には、その払込みの日から株主になることが認められるわけです。

(2) 配当に関する基準日の廃止

現行では、期中に新株が発行された場合、新株に係る配当は日割計算することとされています。今回の改正で、新株主の配当起算日に関する規定は削除され、基準日における株主は、その有する株式の発行時期にかかわらず、同一に配当等の割当を受けることに変更されます。

(3) 株券の不発行が原則に

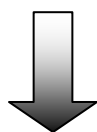
今回の改正では、株式の不発行を原則とし、定款の定めがある場合のみに株券を発行できることとしています。なお、株式譲渡制限会社は、株券発行の定款の定めがある場合でも、株主の請求があるときまでは株券を発行しないことができることとしています。

	改正前	改正後
原則	会社の設立後又は新株の払込期日以後延滞なく株券を発行することが必要 株式譲渡制限会社の特例 株主からの請求がなければ、株券の発行は不要	株券発行は不要
例外	定款に株券を発行しない旨の定めをすることができる	定款の定めがある場合にのみ株券を発行できる 株式譲渡制限会社の特例 上記の定款の定めがあっても、株主からの請求があるまでは、株券を発行しないことができる

(4) 子会社による親会社株式取得規制の緩和

自己株式の取得・保有は解禁されていますが、子会社による親会社株式の取得は、原則として禁止されています。ただし、次の場合は取得できるとされています。

- ・株式交換、株式移転、会社の分割、合併または他の会社の営業全部の譲受による場合
- ・会社の権利の実行に当たりその目的を達するため必要な場合



今回の改正により次の場合も認められます

- ・子会社が他の株式会社の組織再編行為により親会社株式の割当てを受ける場合
- ・子会社が行う組織再編行為に際して、親会社株式の割当てをするために取得する場合

(5) 取締役会のない株式会社でも社債発行が可能に

現行では、株式会社は取締役会の決議により社債を発行できるとされています。

今回の改正で、取締役会の設置されない株式会社が出現することにより、取締役会を設置しない株式会社も、社債を発行することができるものとされます。

5. 会社の計算

(1) 計算関係の改正の概要

配当

今回の改正では、主に、配当に係る部分と「資本の部」にかかる部分の見直しが行われます。

配当に関する改正では、株主に対する金銭等の分配などを「剰余金の分配」として整理し、統一的に財源規制をかけるとともに、株主総会等の決議により、いつでも剰余金の分配ができるようにしています。

資本の部

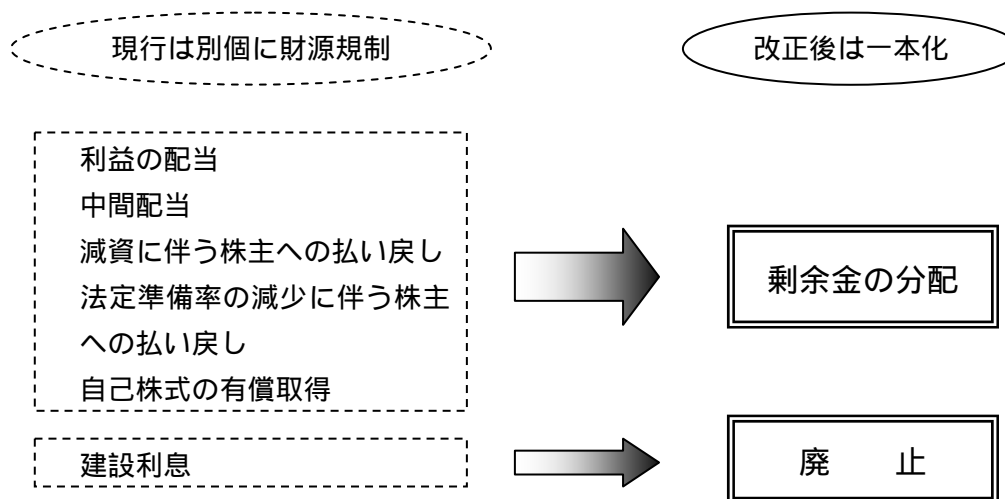
資本の部の関係では、株主総会等の決議によりいつでも資本の部の計数の変動を行えることとすること、法定準備金を「準備金」に整理することなど、重要な改正項目が含まれます。

(2) 配当や中間配当などは「剰余金の分配」で整理

現行の商法において、利益配当を含めた株主に対する金銭等の分配には、利益配当や中間配当などいろいろありますが、株主に分配してもいい金額（財源規制といえます）はそれぞれ別個に決められています。

さらに、株主への払い戻しと考えられる自己株式の有償取得についても、定時株主総会の決議で取得できる場合と取締役会の決議で取得できる場合などに分けて、それぞれ財源規制の規定を置いています。

今回の改正では、これらのケースについて、「剰余金の分配」として整理し、統一的に財源規制を行うこととしています。具体的には次のとおりになります。



(3) いつでも「剰余金の分配」が可能に

新会社法の下では、いつでも、株主総会の決議によって、剰余金の分配を決定できることとされています。したがって、株式会社は、従来どおり、年1回の利益の配当を行うこともできますし、株主総会の決議さえ行えば、年何回でも利益配当を行うことができます。

(4) 分配できる剰余金はいくらに

剰余金は、「分配可能額」の範囲内で分配できるとされています。

分配可能額	=	最終貸借対照表上の留保利益等
		- 最終貸借対照表上の自己株式の価額等
		- 当期に分配した金銭等の価額等

今回の改正により、実質的に大きく変わる点は、最終の決算期後、その分配を行うときまでの分配可能額の増減を反映させるという点です。

<例> 決算期後に自己株式を100万円分有償で取得した場合

改正前	改正後
分配可能額から100万円を差し引く 必要がない	分配可能額から100万円を差し引い て計算しなければならない

(5) 利益の資本組入れが定時総会以外でも可能に

今回の改正により、原則として、いつでも、株主総会の決議で、資本の部の計数（資本金、準備金）を変動させることができることとされます。

項目	改正前	改正後
利益の資本組入れ	利益処分として定時総会の 決議が必要	株主総会の決議による
準備金の資本組入れ	取締役会決議による	株主総会の普通決議が必要
利益の準備金計上	不可	可能
減資	特別決議が必要	分配可能な剰余金が生じな い場合は、普通決議で足りる
資本金減少の場合、 資本金の準備金計上	不可	可能

(6) 新しい計算書類が登場

次のような改正が行われます。

新たな計算書類として「株主持分変動計算書」の導入

会社法上での、利益処分案・損失処理案の廃止

いわゆる「役員賞与」その他の取締役等に与える財産上の利益について、株主総会決議事項化

すべての株式会社に決算公告の義務付け

定時総会開催時期規制（監査役等に貸借対照表等を提出してから一定期間を経過しなければ定時総会を開催できない）の廃止

6. その他

(1) 合併等の対価を柔軟化

組織再編行為関係の改正では、合併など組織再編に係る「対価の柔軟化」が行われます。

具体的には、吸収合併・吸収分割・株式交換の場合、消滅会社等の株主に対して、存続会社等の株式を交付しないで、金銭その他の財産を交付できるというものです。

ただし、「対価の柔軟化」は、敵対的企業買収対策を講じる準備期間を設ける観点から他の規定より1年遅れの適用となります。

(2) 合同会社の新設

日本版LLCといわれる「合同会社」という新しい会社形態が新設されます。

合同会社の特徴

社員の有限責任が確保

会社の内部組織関係については組合的規律が適用

ただ、合同会社は、組合と違い法人格があるため、税制上、法人段階では課税されないパス・スルー課税の適用は難しいと考えられています。したがって、活用は限定的になりそうです。その一方で、経済産業省では、新しい組合形態である有限責任事業組合の法制化を用意し、「有限責任事業組合契約に関する法律案（LLP法案）」を国会に提出しました。こちらは、構成員段階での課税が予定されており、法制化の動向が注目されています。